

（公募論文）

罪の論理と罰の原理

——カントの死刑論を巡って——

大 谷 岳 文

「立法者は聖なる者である」

I・カント

「私たちは限られた存在として判断し、無謬の存在として処罰する」

J・ペントラム

いこうとする歴史的な動向も、人間の営みとしては「自然な」流れであるように思われる。

はじめに

最近の報道を例にとるまでもなく、凶惡な犯罪が続発するような状況においては、しばしば厳罰化の要求が高まる傾向がある。これは、人間の「自然な」反応であることはいうまでもない。しかし同時に、その経緯は様々であるが、残酷な刑罰を廃止し、犯罪に対する刑罰をより抑制された限定的なものにして

わざる。しかしながら今日、死刑問題について論議しているのは、主

に法学者や法曹関係者、ジャーナリスト、人権活動家といった人々であり、哲学においては、倫理学の特殊な問題の一つとして論じられるのみで、関心を集めている話題とは言い難いのが実情である。

このことは、偶然そうであるのかもしれないし、また先ほど的一般的な無関心と関連しているのかもしれない。だが「死刑」という問題が、哲学にとってある意味で主題となりにくい、そうした理由は現実にいくつか存在するのである。

この事情は、こう換言できるかもしない。總じて、「死」の哲学は存在するが、「死刑」や「殺人」の哲学は存在しない、あるいは「罪」の思想は本質的であるが、「罰」の思想は派生的である、と。

無論、「殺すこと」に関する議論がなかつたわけではない。

脳死や臓器移植、妊娠中絶などの問題がそれである。しかし、そこで論議されているのは「人間とは何か」という問題の延長線上にある事柄であって、「殺すこと」の是非が問われているわけではない。他方、死刑の対象になるのが「人間」であることに議論の余地はない。また通常、死は人間にとつて最大の災禍である（だからこそ刑罰としての死刑が意義を持つのであるが）。しかし、哲学者は必ずしもそうした前提では考えない。というのも、哲学の主題の一つは、「より善く生きること」であり、それはまた「正しく死ぬ」ということでもあるからである。

しかし、哲学において死刑問題が直接に論議された時期は、

ある意味例外的に存在した。一八世紀から一九世紀の初頭にかけて、近代国家の黎明期がそれである。それは、哲学があえてこうした問題を論じざるを得ないような一つの画期であったからと考えられる。

本論ではそうした観点から、哲学的な死刑論の白眉ともいえるカントの死刑論を取り上げ、死刑問題の「基点」とその到達点の一つとしてカントの死刑論の再考を試みたい。それは、人が人を殺す合理的理由は存在するか？というより広範な問いの一部でもある。

一 カントの刑罰論

カントの死刑論は、厳格というより、過激にすら感じられる。

「——しかし、人を殺害したのであれば、死なくてはならない。これには正義を満足させるどのような代替物もない。苦痛に満ちていようとも生きていることと死とのあいだに同等といえるところはなく、したがつて、犯人に対し裁判によって執行される死刑以外に、犯罪と報復が同等になることはない。」
「——たとえ市民社会がその全員の合意によつて解体することにならうとも」「そのまえに、監獄に繋がれた最後の殺人犯が死刑に処されなければならない」〔333〕。さらに、論敵ベックariaに対する反論に際しても、「もつたいぶつた人道主義に与する共感」「すべて詭弁であり法を曲解するもの」〔335〕と

いった調子で、「感情的ですらあって、カンティアーナーでもえも戸惑いを覚えざるを得ない」と評されるほどである。こうした反応は、死刑問題に関わるということが、同時にその人の哲学の、人間性に関わる思想の根幹に関わることでありうる、ということを示している。ともあれ、そうしたこと念頭にカントの死刑並びに刑罰論を概観してみよう。

カントにおいて、「法とは、そのもとで一方の選択意思が他方の選択意思と自由の普遍的法則に従つて統合されることを可能にする諸条件の総体である」[230]とされる。そのような普遍的な法の法則は、「あなたの選択意思の自由な行使が、だれの自由とも、普遍的な法則に従つて両立できるように、外的に行為しなさい」[231]という形式をとるが、これは、法的な法則が、内的自由を基本原理とする道徳法則とは区別され、行為が外的に法則と合致することを要求する、ということをあらわしている。また法は、外的に適用されるという意味で、ある種の強制であるが、不正を阻むという意味で、各人の普遍的法則に従う自由を促進するから、自由と調和されるものであるとされるのである。

犯罪に伴う刑罰の問題に関して、カントは「命令者が服従者に対して、その人が犯した犯罪ゆえにその人に苦痛を課す権利である」[331]といふ。こうした刑罰に対するカントの態度は、彼自身の人間規定に基づいた、全くの応報主義的なものである。それは、「裁判による刑罰は、犯罪者自身にとって、あるいは

市民社会にとって、他の善を促進する手段にすぎない」ということはけつしてありえず、つねにもっぱらその人が犯罪を犯したがゆえに、その人に課されるのでなくてはならない。というのも人が他の人の意図のための手段としてのみ扱われること、物権の対象と一緒にされる」とはできない」[331]からである。つまり、「刑罰の法則は定言命法である」[331]、それゆえ刑罰は、その目的やそこからもたらされる結果に関わらず、無条件に適用されねばならないのである。

かくして「公的正義が原理と基準にするものは」「一方の側にも他方の側にも傾くことのない相等性〔平等〕」という原理であり、「他の人から盗めば、自分から盗むことになり、他の人を殴れば、自分を殴ることになり、他の人を殺せば、自分を殺すことになる」[332]。こうして「同害報復の法（ius talionis）」——タリオの法（だけが、ただし（私的判断においてではなく）法廷で理解されるこの法が、刑罰の質と量を明白にしめすことができる。他の原理はすべて不確実であり、別の考慮も紛れ込むので、純粹な正義の宣告にはまったく適切ではない」[332]とされるのである。

もちろん、カントは応報にあたって、身分や財産などを考慮して適切に報復が行われねばならないことも考慮している。しかし、殺人においては、「刑罰がこのように同等である」とは、裁判官が厳格な同害報復の法に従つて死刑を宣告することによってのみ可能になる」[333]とされるのである。

二 タリオ再考

この「同害報復」(今日、単にタリオとも呼ばれる)の理論は、書きわめて単純な応報の原理であり、それゆえ万人に理解しやすく、共感も得やすいものである。しかばねわれわれは、タリオをカントの主張するような普遍的な正義の原則、刑法ないしは刑罰の原理と解してよいのであろうか。

タリオの歴史的源流は、直接的にはローマ法に由来する。そしてそこから、一つは古代ギリシアにおける「正義(ディケー)」の概念に、そしていま一つは旧約聖書を経て古代ペルシアの法規範にまで遡ることができよう。

はじめに、神話的位置づけはともかく、一般に、正義(ディケー)は、裁判などにおいて「各人に彼のものを与えること」をその本質的意義とするとしている。確かに、字句をそのまま受け取る限りでは、ディケーはタリオと同様の原理と解される。

法思想史的にみれば、ディケーという語は、まず争訟への王の宣告や審判人の法的判定の意を持ち、転じて、犯罪に対する刑罰など「彼のもの」である権利義務もその名で呼ばれるようなり、後にはそれを規定する宇宙論的原理、自然法的な意味をも含意することとなつたとされる。⁽³⁾

しかし、例えばホメロスにおけるディケーの用例には、「神

および王のディケーは、彼らがなすべきことを意味せず、不正行為、暴力行為を含めて彼らが通常なすようなことを意味している」場合が含まれているという。

さらに、ガスリーの考証では、「ディケーの原義は、文字通りには、道または小径であった」らしく、また「ギリシア語文獻に現われた最古の意味は、確かに、ある階級の人びとが通例行うふるまい方、または、自然の正常な過程をいうにすぎない。それは、正しい道であるとの意味を含むものでもなければ、義務を暗示するようなものを何ら含まない」ものであつたという。だが、そうした言葉が、「へ人に当然期待されること」という表現に含まれた意味合い、すなわち行儀よく行動するとか、借金を返済する等々の趣を帯びて」きたというのである。

だとすると、ディケーの本義は、良俗としての慣習や公正さを保障するような伝統を維持、尊重する原理であつて、必ずしも「無条件に同害報復の法に従う」刑罰の原則ということにはならないようである。無論、なりえないというわけではない。

ここで、アリストテレスの刑罰に関する見解を引いてみよう。

徳の使用と実現の条件に関して、アリストテレスはこう述べる。「ここに私が『条件つきの』それというのは「必要止むを得ざること」に対する使用を指すのであり、「条件ぬきの」それというのは「立派に」使用することを指すのである。例えば、正しい行為に関する場合をとると、正しい報復や懲罰は徳から発することではあるが、必要止むを得ざることであり、そして

ただ必要止むを得ないことであるが故にのみ立派なことであるのである（何故なら、このようなことは何一つ個人にしても國にしても、必要としないことはうが一層望ましいからである）。

この記述が異例のものでないならば、タリオに関するアリストテレスの立場は、カントの主張よりも、むしろ以下に引く功利主義者ベンタムの見解に近いようと思われる。「それらにタリオの罰を適用し得ると私は言いたいが、つねにそうしなければならない」というわけではない。また、タリオは各違法行為のすべてに適用し得るとは言わないが、それぞれの種類の、ある場合には適用し得る、と言いたい。

もう一つのタリオの歴史的源流は、一般に旧約聖書の『出エジプト記』『レビ記』『申命記』などの記述に遡るとされるが、その記述の形式などから、より正確には、それらは前一八世紀のバビロニア王による、いわゆる「ハンムラビの法典」を受け継いでいると考えられる（ただし、このハンムラビの碑文が発見されたのは、二〇世紀初頭であり、当然それ以前の思想家は、それを念頭において考察してはいない）。

ところで、この「ハンムラビの法典」は、今日のわれわれが考えるような「法典」ではない。二八二節に及ぶこの「法典」は、基本的に法令集ではなく、様々な具体的事例における想定判決集といった体裁をなしている。そして、その大部は広範で詳細な各種損害賠償の（つまり民法的な）問題に充てられていて。ここで注目すべきことは、この「法典」には例の「目には

目を」の諸事例は確かに見受けられるものの、「死には死を」という直接的な記述がないということである。そのため「死あるいは身体切斷刑は、当事者間の任意的な同意と合意された和解金によって回避しうる」ということは、ほとんど疑う余地がない⁽⁸⁾としてタリオは「死には死を」の原則ではないとする主張も存在するのである。

他方で、強盗や神殿での窃盜などの（公法的な）犯罪には、広範に死刑が適用されているので、この「法典」におけるタリオが、私法的な応報（復讐や賠償）への法的規制以外に、刑法の原則としての位置づけが与えられるかは、実のところ不明である。

古代ローマにおいては、状況はさらに流動的である。共和制最後の百年程は、死刑が執行されなかつたとされている。⁽⁹⁾また、帝政期には死刑が濫用された時期もあつたが、市民（貴族）への適用が禁止された時期もあつたという。ローマ法には今日的な意味での「刑法」が存在しなかつたから、「法(ius)」としてのタリオは、度を越した刑罰や復讐に対する抑制的な指針、ないしはある種の「作業仮説」として機能してきたと考えられるのである。

それゆえ、カントの刑罰論におけるタリオは、こうした「歴史的タリオ」の一部ではなく、それを刑罰の根本原理、いわば「罰の原理」として、独自の解釈を施したものだと考えられるべきであろう。しかし同時に、そうした独自性は何に由来する

ものなのかといふことが問題となつてゐることになる。

三 自裁の論理

カントの死刑論には、單なる応報の理論にとどまらない、もう一つの侧面がある。それは、仮に「名誉と同意」とでも呼ぶべき問題である。彼の死刑論の過半をしめる、ベッカリア (*Cesare Beccaria*)に対する批判は、この問題を扱つてゐる。

「刑罰は、本質的に、公開され、迅速であり、かつ必要性のあるものでなくてはならず、与えられた状況のもとで適用することのできる刑罰のうちで最小限のものでなければならず、犯罪に比例し、そして、法律によつてはつきりと規定されているものでなくてはならない」。『犯罪と刑罰』(一七六四)におけるベッカリアの主張、つまり、罪刑法定主義・残酷な刑罰や拷問の廃止・公正な裁判・公開性等は、彼が今日「刑法学のバイオニア」と呼ばれる所以である。ところで、小冊子ともいえるこの著作全四二章の中で一六章「死刑について」は、分量的に他の章の四倍ほどもあり、そこからも彼の関心が死刑論に向かっていたことが推察される。

ベッカリアの刑罰論は、純粹に予防的見地に基づくものである。「刑罰の目的は、従つて、犯人を同胞市民に再び害悪を加えさせないようにさせ、また、それ以外の人々が犯人の手本を模倣するがないように思いとどまらせる以外の何ものでも

ない」[B 128] それゆえ、「刑罰が公正であるためには、刑罰は人々を犯罪から遠ざけるために必要なだけの強度を持つてさえいればそれで十分なのである」[B 134]。こうした観点から、彼は死刑を「必要でも有用でもない」ものとして否定する。つまり、「人間の精神に最も深い印象を与えるのは、刑罰の過酷さではなくてその持続性である」[B 132] から、無期刑の方が予防という見地からは、より有効であるとするのである。

さらに、「死刑は人間に残酷な手本を示すから決して有用ではないのである。たとえ、情念や戦争の必要性が人間に血を流すことなどを教えたとしても、人間の行為に節度をもたらすべき法律はこの歟のよくな手本を増加してはならない」[B 136]。つまり社会にとって必要な死刑という刑罰を行なうことは、むしろ社会に悪影響をあたえるから逆に有害であるというのである。ベッカリアは、もう一つ、社会契約という観点からも死刑を批判する。つまり、われわれは、社会契約によつて「自分の自由の一部を犠牲にし、そうすることによつて、残りの自由を平和と安全のうちに享受しようとした」。そして「主権と法律は各個人が社会に譲渡した個人的自由の最小限の割合の総体以外の何ものでもない」[B 131] のであるが、そうした最小限の中には、最も重要なものである自らの生命、「自己の死の決定権」は含まれていないと主張する。また、自殺の禁止というキリスト教道徳的観点からも、人が死刑という刑罰に同意することはありえないし、許されてもいないとするのである。

こうしたベッカリアの主張に対し、カントは、刑罰の犯罪予防効果については、「刑罰の思慮」[363]にすぎないとして、論ずることすらしていない。しかし他方、死刑の「同意不可能性」については、それが必ずしもベッカリアの中心的な論点ではないにもかかわらず、猛然と反論する。「ある人が刑罰を受けるのは、その人が処罰を望んだからではなく、処罰されるべき行為を望んだからである」「犯人である私に対して刑罰の法律を私が作成するとすれば、私の中でそれを行うのは純粹に法的立法的な理性（本体的人間）であり、その理性が、犯罪を犯すことができる者としての、つまり別の人格（現象的人間）としての私を、市民的統合体に属する他のすべての人とともに、この刑罰の法律に服従させるのである」[335]。つまり、犯罪者においても、ある別個の人格（法的理性）が罪人としての自らの処罰を判断するという形式での「同意」がなされていると考えるのである。そして「その理性は必ずそう判断するはずである」[335]。ところが、「刑罰の法則は定言命法である」ために、その同意は社会契約とは無関係になされるからである。後にヘーゲルは、ベッカリアの主張に言及して、「人間は处罚を受けることに同意しなければならないということは、まったく正当なことである。しかし、犯人は自分の行為を通してすでに同意を与えていたのである」とする。また、「この点で犯人は自身の法と権利を含むものであるとみなされるとき、犯罪者は理性的存在者として尊敬されているのである」。つまり、

カントにおいてもヘーゲルにおいても、犯人は、人の皮を被つた野獸としてではなく、理性的存在者として認められ、尊重されるがゆえに、处罚されるのである。

こうした自発的内在的断罪の可能性——「同意」を基礎として含む死刑の論理をここでは「自裁の論理」とでも呼びたいと思う。それは、理性的あり方をその本質とする人間観、そぞした人間像に対する尊敬の念に基づきづけられているといつてよい。ただ、こうした観点は、純粹で理想的なものであるが、反面、形式的であるともいえよう。しかし、ここで論じるべきことは、その形式性に対する批判ではない。ここではむしろ、その形式が「なぜ」「どう」生じてきたか、ということが問題とされねばならないのである。

四 罪の論理と罰の原理

ここまで、カントの死刑論に関して、二つの点に注目してきた。一つは、「罰の原理」としてのタリオに対する態度の独立性であり、もう一つは、「自裁の論理」——刑に対する「同意」への注視である。

こうしたカントの死刑論は、是認するにせよ、批判するにせよ、その主張内容をみる限り、ある意味で特徴的ではあるが、一個の見解として今日われわれの理解の範疇に十分収まるものである。しかし、問題は、そのような議論が「死刑論」全般に

対して、どのような意義を持つかということ、つまりそうした議論の枠組そのものにあるのである。

軍事史家マイケル・リュースは、「海軍」を次のような言葉で定義している。「恒久的組織で、国家の所有に属し、かつ国家の支出によって維持される、海上を活動舞台とする戦闘力」⁽¹²⁾。取り立てて変わった定義とは思われない。しかし、実際には、武装商船の常識化、私掠船の活動、傭船による臨時編成、乗員の臨時動員といった歴史的実相を考慮すれば、歴史上の大半の海上勢力と海戦がここから脱落してしまうことがわかる。もちろん、それらが存在しなかったというわけではない。ただ、今日のわれわれがイメージし、リュースが考えるような「海軍」が登場するのは、せいぜい一八世紀半ば以降であり、いうなれば「海軍」は近代国家と共に誕生したともいえるのである。

さて、仮に同様の仕方で「死刑」の定義を試みたらどうなるだろうか。「恒久的な中立的司法組織で、国家が運営し、独立した専業の裁判官によって、明文化された刑法に基づいて下される、専ら対象の生命を奪うことのみを目的として行われる刑罰で、公務員である刑吏によって執行される」。定義の適切さはさておき、これらもわれわれにとっては、特に違和感を感じるものではない。しかし同時に、少し考えれば、こうした定義では、やはり歴史上の処刑の多くが脱落してしまうことがわかる。その意味で今日の「死刑」は近代国家と共に誕生したとい

えるのである。

とはいえ、これは単に制度上の差異や執行方法の是非といった問題ではない。こうした「相違」の本質を中世史家の阿部謹也は「刑罰なき時代」という言葉で表現している。

「現代に生きる私たちは刑罰を法の歴史とともに古いものだと一般に考えている」「犯罪者を罰するのは当然のことであり、量刑は犯罪の質や軽重、犯人の犯意や情状などを顧慮して定められる。われわれはともするとこのような刑罰のあり方が過去のどんな時代にも共通のものだと考えがちである」「しかしこのような意味の刑罰が存在しなかった時代があった。もちろん犯罪とみなされる行為はあったし、「刑罰」に相当するとみられるものがなかったわけではない。しかし、その「刑罰」は現在私たちが自明のものとしている刑罰の概念とは根本的に異なるのである」と阿部はいう。

つまり、すくなくとも一三世紀頃までは、罰とりわけ死罪に値するような重大な処罰の意義は、乱された共同体の秩序を回復するための供儀あるいは呪術であって、その意味では、「犯罪」の事実が問題にされても、「犯罪者」それ自身が問題にされることはなかった、というのである。社会の傷を癒すための儀式としての「刑罰」の関心は、犯行とその浄化それ自体にあり、犯罪者の責任追及といった倫理的評価はそこでは度外視されているのである。

法制史的にみれば、中世から近代への移行は、一時的かつ限

定的であつた法共同体間の「ラントの平和」が、支配者側の意志による「永久ラント平和」へと拡大していく過程であり、また、伝統的な被害者訴追主義に基づく親告訴訟が、当局が職権により真実を究明する糾問訴訟への転換の過程でもある。しかし、そうした変革は、単なる布告や強制ではなされ得ない。それらは同時に、慣習や伝統といつたいわば自然的な原理に支えられた法共同体の法意識から、国家による法の支配という超自然的な原理に基づく市民社会の法意識への変革をも意味しているのである。

阿部は、他方、こうした変革に際して、キリスト教の布教に伴う「罪の意識」が果たした役割を強調している。伝統的自然的な信仰を排し、いわば超自然的なキリスト教の「神」を受容するためには、「原罪」の認識が不可欠なのであるが、そのような「罪の意識」を媒介にしてヨーロッパにおいては、個人と共同体の間に一線が引かれ、個人は社会と強く結合され、一方で人格の形成が、他方で公的社会の形成が平行して進むことになつた」とするのである。

近代においては、各個人が国家の法秩序の下に合理的な関係を創り上げていく。その場合、法の目的は、従来の歴史的自然的社會秩序の維持から、公共善を実現する自由な社會秩序形成の保障へと変容していく。その際に、各人は「善き存在」であることが求められ、その限りで犯罪はその「事実」だけでなく、犯罪者の「罪」が問われることになるのである。いわば近代的

「刑罰」の誕生である。

「自裁の論理」に基づくカントの刑罰論は、こうした「罪の論理」を基礎においているのではなかろうか。断罪に際して、犯罪者その人が対峙するのは、近代においては、当事者ではなく、公法としての法秩序そのものである。そして、そこで求められているものは、犯罪の事実ではなく、罪の自覚なのである。カントの死刑論は、単に外的な応報（タリオ）という「罰の原理」に基づいていたのではない。個人が理性的な存在者として法に対峙するときにもたらされる「罪の論理」——自裁を基礎とし、その遂行原理として「罰の原理」が理解されるとき、それははじめて十全なものとなると考えられるのである。

しかし、ここで問題となるのは、「罪の論理」と「罰の原理」の関係である。つまり、何ゆえに、カントにおいて罪の自覚が「死には死を」——というカント的タリオにつながるのか、ということである。というのも、そこでは、カントの厳格さをその「時代の、国權ないし法権の安定度に由來する」ものとする歴史的解釈もなされうるし、タリオそれ自体も任意の刑罰の体系に諸々の違法行為を適切に対応させるための限定的な原理とする現代的な解釈が可能だからである。

実のところ、この両者の関係（あるいは「同意」から「タリオ」）について、カントは明確な説明を与えていない。しかし、「刑罰の法則」が「定言命法」である以上、それらがアブリオリで必然的な「尊敬」の感情を伴うことは確かであろう。

そして、そうした感情がカント的なタリオの厳格な用法を生み出したのではないかとも思われる。「死に臨んで毅然たることによって、犯罪者もその死を氣高きものとする（死の恥辱を回避する）」のである」^[436]。

また一方で、タリオのみが「刑罰の質と量を明確に示す」^[332]ということを純粹に論理学的に解釈すれば、「罪」と「罰」の判断カテゴリーを構想することも可能である。

〔質〕 法的理性の判断

- 肯定——無罪
- 否定——有罪
- 無限——無罪ではない^[17]

〔量〕 権利侵害の範囲

- 全称——生命刑（死刑）
- 特称——自由刑（懲役・禁固）
- 単称——賠償刑（罰金・謝罪など）

しかし、こうしたカテゴリーにおいても、その内包（刑罰の具体的な内容）が意識されている以上、形式化が貫徹されているとはいえない。その意味で、全面的人権侵害（謀殺）に死刑が妥当か否かは、なお議論の余地が存する可能性があるといえる。また、カントの死刑論におけるような論理的形式的解決は、原理的に無時間的であり、そこでは有限な時間の中で試みられ

うるような「自己との和解」の可能性は全く残されていない。もちろん、これはカントの死刑論から逸脱する部分ともいえるが。

総じて、このような死刑の理論を理性信奉者による冷徹な形式的帰結とみなすことは、容易である。だが、それは必ずしも適切ではないであろう。ヘーゲル研究者である加藤尚武は、死刑廃止論に抗して、こう述べる。「私はふと自分も大罪を犯すかもしれないと思うとき、死刑を願い出るという最後の救いを残しておいて欲しい、と思う」^[18]。これこそは、自裁の論理に基づく死刑論が有する心情の最も率直な述懐ではないか、と思われるるのである。

おわりに

最後に、カントの功績は、近代の法治国家に向けた純粹に形式化された刑罰論（死刑論）を完成させたことにある。しかし、このことは同時に、死刑の問題を法と国家の枠内で解決すべき問題として限定することにもつながったともいえる。今日、「法」と「裁判官の良心」のみが支配する「正義」は、様々な形で再考されつつある。つまり、現代において、カントの死刑論は解答ではなく、提起された問題なのである。その意味で哲学的死刑論は、いまだその端緒についたにすぎない。

註

[アト回数からの引用は [B 194-195] 等と記す。]

- (1) Kant, I., *Die Metaphysik der Sitten*, in: *Kants Gesamtmelle Schriften*, Herausgegeben von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften, Band VI, 1914. ベル「人體の形而上學」ふるの引用は〔 〕内に原文
「一シテ數を示す。」
- (2) 平田俊博「カノンの反・死刑廃止論」「森らかなカント哲
學」晃洋書房、11001年、七九頁。
- (3) 三島源氏「法思想史」青林書院、一九九三年、111-1111
頁参照。
- (4) 一柳俊夫「古代ギリシア法思想史研究」御茶の水書房、一
九九〇年、101頁。
- (5) Guthrie, W. K. C., *The Greek Philosophers*, Methuen,
London, 1962, pp. 6-7.
- (6) トヨベ・トランク「政治学」(トヨベ・トランク全集一五) 著
波動社、1107頁。
- (7) Bentham, J., *Traité de Legislation Civile et Pénale*,
Paris, 1802 (長谷川正安訳「民事および刑事立法論」勧草書
房、一九九八年、一六五頁)。
- (8) Driver, G. R., Miles, J. C., *The Assyrian Laws*, Oxford,
1935, p 350.
- (9) 原田慶吉「ローマ法の原理」弘文堂、一九五〇年、一六九
—一七〇頁参照。
- (10) ヴィカリー「犯罪と刑罰」(佐藤晴夫訳「ヴィカリーの
「犯罪と刑罰論」」矯正協会、一九七六年)一九四一—九五頁、
- (11) Hegel, G. W. F., *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Felix Meiner, Hamburg, 1955, § 100.
- (12) Lewis, M., *The Navy of Britain-A Historical Portrait*, Allen & Unwin (U. K.), p. 25.
- (13) 阿部謹也「刑吏の社會史」(阿部謹也著作集一)筑摩書
房、一九九九年、311頁。
- (14) 阿部謹也「西洋中世の罪と罰」弘文社、一九八九年、二五
○頁。
- (15) 平田俊博、前掲書、八九頁。
- (16) 児玉聰「なぜ死刑制度は廃止されるべきなのか?」「生
命・環境・科学技術倫理研究」(千葉大学)一九九八年、參
照。
- (17) 「決闘」や母親による「嬰児の殺害」など名譽の感情によ
る殺人が該当する。
- (18) 加藤尚武「応用倫理学のすすめ」丸善、一九九四年、一
一頁。
(おおたに たけふみ・龍谷大学)